

7. 避難情報の判断基準

(1) 洪水等（洪水、内水氾濫）

洪水とは、大雨などによって、河川の水量が著しく増加することを指し、洪水による外水氾濫とは、河川の堤防から水が溢れ又は破堤して、家屋や田畑が浸水することをいう。

内水氾濫とは、大雨が降ると、側溝・下水道や排水路だけでは降った雨を流しきれなくなることがあります。また、支川が本川に合流するところでは、本川の水位が上昇すると、本川の外水が小河川に逆流することもあります。このように、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水につかってしまうことを「内水氾濫」という。

ア. 水位周知河川

水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、氾濫注意水位や避難判断水位を超えた後、短時間で氾濫危険水位に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

・御祓川・二宮川・熊木川

イ. その他河川（水位観測河川）

その他河川においては、水位周知河川とは異なり、避難判断水位が設定されていないため、避難判断水位への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川や、水防団待機水位や氾濫注意水位を設定している河川がある。

このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、さらにそれを越えて水位上昇のおそれがある場合には、避難情報を発令する。

・鷹合川・大谷川・崎山川・熊淵川

ウ. その他河川

その他河川等については、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、河川特性等に応じて避難情報を発令する。また、その他河川等のうち、河川や宅地の状況等から、居室や多数の人が利用する施設や空間に影響を及ぼさないと考えられる小河川・下水道等については、基本的に避難情報の発令対象としない。

エ. 具体的な基準

重要な情報については、情報を発表した金沢地方気象台、県中能登土木総合事務所との間で相互に情報交換すること。

想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努め、収集した情報を基に、迅速に避難情報を発令するものとする。

【避難情報の発令基準】

(ア) 高齢者等避難（警戒レベル3）

○水位周知河川

- ・水位が避難判断水位に到達した場合。

○対象以外の河川

- ・水位が氾濫注意水位に到達し、かつ上流域における予想雨量や実況雨量から引き続き水位の上昇が見込まれる場合。

○共通

- ・軽微な漏水、浸食等が発見された場合。
- ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合。

(イ) 避難指示（警戒レベル4）

○水位周知河川

- ・水位が氾濫危険水位に到達した場合。

○対象以外の河川

- ・水位が氾濫注意水位を超えた状態で、上流域における予想雨量や実況雨量から引き続き水位の上昇が見込まれている場合。（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）

○共通

- ・堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合。
- ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合。

(ウ) 緊急安全確保（警戒レベル5）

○水位周知河川

- ・水位が氾濫開始相当水位に到達した場合。

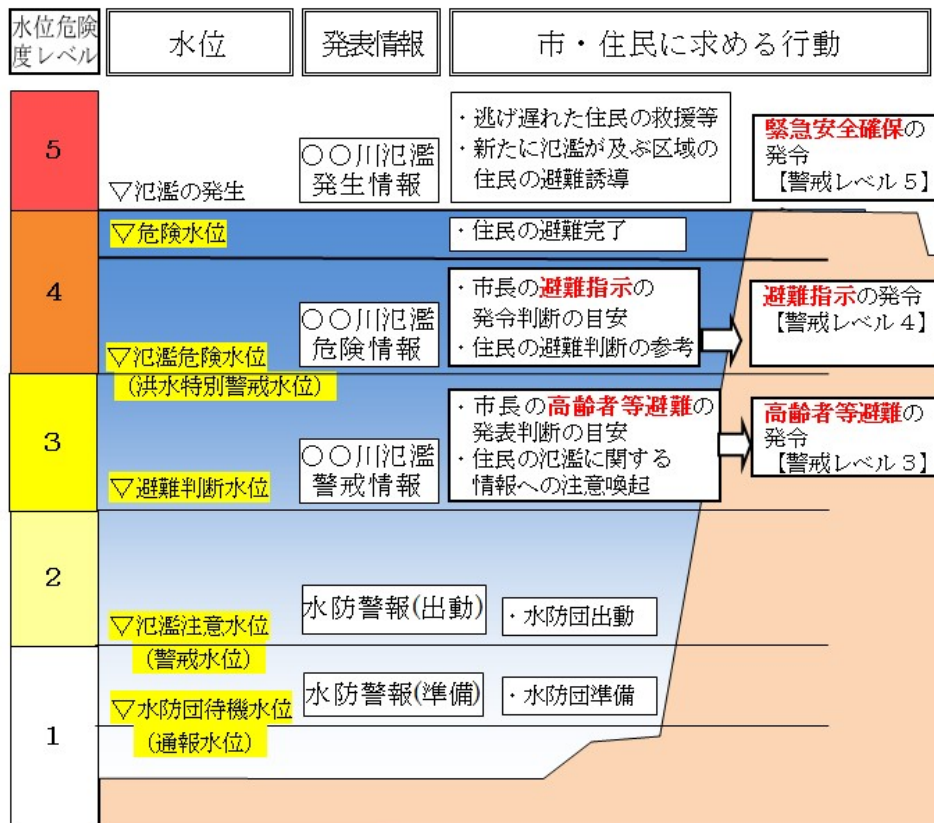
○対象以外の河川（共通）

- ・水位が付近の堤防高に到達した場合。
- ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。
- ・決壊や越水・溢水が発生した場合。
- ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

【水位情報の発表基準一覧表】

河川名	水位観測所名	所在地	水位の状況 (m)				付近の堤防高
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
熊木川	加茂橋	中島町宮前イ-6	1.60	2.00	2.30	2.70	3.30
御祓川	藤橋橋	西藤橋町未-17	1.20	1.40	2.50	2.70	3.30
大谷川	後畠橋	藤野町ハ-28-4	0.40	0.60	-	-	1.90
崎山川	新田橋	鵜浦町82-48	1.00	1.20	-	-	2.40
熊淵川	生出橋	熊淵町生出	1.20	1.50	-	-	2.50
二宮川	落合橋	満仁町カ-14	1.30	1.90	2.10	2.40	3.40
御祓川	国分大橋	国分町	1.00	1.20	1.40	1.60	2.90
熊木川	町屋橋	中島町藤瀬	1.20	1.90	2.20	2.50	4.90
鷹合川	国分南橋	国分町	-	-	-	-	2.40

【水位情報の発表基準と市・住民に求める行動】



(エ) 住民等へ周知すべき事項

小河川の場合は、床上浸水となるケースが多くないこと、浸水が極めて短時間で発生する機会が多いことから、避難情報が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋、地下空間等関係者以外の者は、屋内安全確保を基本として避難行動を検討することが重要である。

(オ) 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

- ・夜間・早朝に高齢者等避難（警戒レベル3）を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において高齢者等避難を発令する。
- ・夜間であっても躊躇することなく、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

(カ) 台風情報、洪水警報等

台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で高齢者等避難（警戒レベル3）を発令する際の判断材料とすることができる。

なお、特別警報については、避難情報の具体の発令判断材料としては用いることは適切ではない。雨量を基準とする大雨特別警報（浸水害）については、それが発表された時には、既に避難情報が発令されていることが想定され、適切な区域に発令されているか等、実施すべき措置がとられているかを再確認することに活用する。台風等を要因とする大雨等の各特別警報については、台風の気圧と最大風速を基準に、台風の接近している段階で、対象となる地域における大雨警報、暴風警報、高潮警報、波浪警報が特別警報として発表される。発表時点では各河川の水位や雨量が避難情報の発令基準に達していない場合が多いと想定されるため、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

(キ) 避難情報の解除の考え方

a. 水位周知河川

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

b. その他河川

避難情報の解除については、当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

オ. 避難対象区域

原則として河川浸水想定区域のうち、浸水深が 50cm 以上と予想されている範囲内
 (ア) 水位周知河川

河川	対象地域	想定浸水深	指定緊急避難場所
御祓川	国分町（中川原）	50 cm程度以上 床上浸水	矢田郷地区コミュニティセンター
	国分町	50 cm程度以上 床上浸水	徳田地区コミュニティセンター、 朝日小学校、南部体育館、 県立七尾東雲高校
二宮川	川尻町、舟尾町、田鶴浜町（馬場）	50 cm程度以上 床上浸水	田鶴浜地区コミュニティセンター 田鶴浜勤労者体育センター 田鶴浜体育館、田鶴浜武道館 健康福祉プラザさつき苑
	垣吉町、新屋町、高田町、杉森町	1m～2m未満 1階が水没	田鶴浜地区コミュニティセンター 田鶴浜勤労者体育センター 田鶴浜体育館、田鶴浜武道館 健康福祉プラザさつき苑
	西下町、伊久留町	1m～2m未満 1階が水没	田鶴浜地区コミュニティセンター 相馬分館
	温井町、西三階町、満仁町、池崎町	1m～2m未満 1階が水没	高階地区コミュニティセンター
熊木川	中島町浜田、中島町河崎、中島町筆染	50 cm程度以上 床上浸水	中島地区コミュニティセンター 豊川分館 中島健康福祉センターすこやか
	中島町中島（熊野、向出、新町、大町）	1m～2m 1階が水没	中島体育館
	中島町中島（中町、要貝、代本）	2m～3m未満 2階が水没	中島体育館
	中島町上町、中島町谷内	2m～3m未満 2階が水没	中島小学校

※想定浸水深は、御祓川、二宮川、熊木川 洪水避難地図を基に対象地域を選定。

(イ) その他の河川（水位観測河川）

河川	対象地域	指定緊急避難場所
大谷川	袖ヶ江地区	山王小学校
	矢田郷地区	矢田郷地区コミュニティセンター
鷹合川	徳田地区	徳田地区コミュニティセンター
崎山川	崎山地区	旧北嶺中学校
熊淵川	南大呑地区	南大呑地区コミュニティセンター

※浸水想定未策定のため、対象地域は特定できず。

(ウ) 水防法第 15 条第 1 項第 4 号に定める要配慮者利用施設

河川	施設名	所在地	連絡先	指定緊急避難場所
熊木川	中島保育園	中島町中島乙部 39 番地 1	66-1231	中島体育館

【参考：水防法】

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項